

支部役職名 ()内は原則支部内呼称	議決権 有無	主な担務		2020年度活動項目 ※重複する業務もあるが多角的な視野で協働する
		災害対策活動時		
支部長	○	事務局災害対応	本会を代表して会務を総括する。 本部会議等支部	①支部統合問題の円滑な主導 ②次の10年へのビジョンづくり ③県内自治体との連携強化 ④会員数の維持拡大 ⑤支部活動のさらなる活性化(参加率UP) ⑥防災士存在価値の確立(県内) ⑦災害対策本部用資機材の調達、保守管理 ①支援要件整理交渉 ・収益性と公益性のC/P判断 ・支部支援活動の趣旨やレベルの合致性 ②県内自治体等との協働・協力の方向性について ③防災活動における支部プレゼンスの確立 ④支援活動への会員参加率の拡大 ⑤千葉県内議員防災士・県内郵便局員・局長防災士の組織化お手伝い協力と協働の考え方について ⑧マスコミ各社との協定の推進について ⑨日本防災士会未加入防災士・未加入防災士団体との協力について ⑩賛助会員のご支援と返礼等、今後の進め方について ①支部活動付加価値づくり(例:オリジナル研修方法の開発やイベント等の立案、提案など) ②新規事業の計画、推進。 ③マニュアル等の更新及び未整備マニュアル等の立案(災害行動マニュアルほか) ④支部運営に関する立案。 ○訓練:実技、実演、実習など体を動かして体得するもの。 防火、応急手当、搬送、倒壊建屋からの救出、市民トリアージなど ○講習:座学全般+DIG.HUGのようなワークショップや演習など ①スキルアップ計画立案及び実施 ②関連研修の紹介 ③会員の防災技量を把握し、「支部防災人材台帳」を作成、更新する。 ④訓練用資機材や研修教材の保守管理 ①事務局と協働して各コーナーの活性化を推進する ②新会員オリエンテーション(支部の活動、ルール等) ③支援活動参加奨励 ①専門部会の具体的な活動方針立案と推進
副支部長(支部長代行)	○	災害対策本部長	支部長を補佐し支部長不在の場合はその職務を代行する。 災害時救援に関すること。 災害対策本部統括責任者	
副支部長(渉外担当)	○	災害対策本部員	渉外主担当:対外交渉統括 ▶会務に関する対外的交渉統括 ▶防災支援活動の統括窓口 ▶支援活動の差配、調整	
副支部長(渉外副担当)	○	災害対策本部員	渉外副担当:対外交渉及び支援活動促進 渉外担当と連携して支援依頼案件に関する要件整理や案件担当責任者、参加会員の招集などの調整を行う。	
副支部長(事業企画担当)	○	災害対策本部員 または、 協働班副班長	事業企画担当:本会の目的を達成するために必要な諸活動や会務運営等の計画及び推進をすること。	
副支部長(訓練担当)	○	災害対策本部員 または、 協働班副班長	教育研修担当(訓練担当):会員の防滅災に関する知識向上および技術研鑽に関すること	
副支部長(講習担当)	○	災害対策本部員 または、 協働班副班長	教育研修担当(講習担当):会員の防滅災に関する知識向上および技術研鑽に関すること	
副支部長(交流促進担当)	○	災害対策本部員 または、 協働班副班長	会員間交流促進担当:会員間の親睦促進や活動連携の推進。 広報活動支援 入会者拡大策の立案、実施、新入会員協働参加支援。	
副支部長(専門部会担当)	○	災害対策本部員 または、 協働班副班長	専門部会活動推進(女性防災部会ほか)	
事務局長	○	事務局災害対応	会務全般の事務を執行する。 支部の公式窓口(支援業務、本部等)役員会議事進行及び議案整理(審議/報告/連絡/相談事項等のとりまとめ)	
事務局次長	○	事務局災害対応	事務局長を補佐し事務局長不在の場合はその職務を代行する。	
事務局幹事(会計:管財)	○	事務局災害対応	本会に関わる金銭の出納を執行及び資産管理を行う。	
事務局幹事(総務)	○	事務局災害対応	役員会、総会等の会議招集連絡及び議事録作成。 広報活動。	
監査委員	×	事務局災害対応	本会の関わる以下の監査を行い、総会に報告する。 ①金銭出納状況 ②財産保全状況 ③業務執行の状況	
副支部長(下総地域統括)	×	協働班長	支部総会、役員会の活動運営方針に基づき、以下の活動を、担当地域に於いて支部執行役員と連携して実施及び推進を行う。 ▶支地域への防滅災意識の普及、啓発に関すること。 ▶地域防滅災力の向上に関すること。 ▶災害時救援に関すること。 ▶その他本会の目的を達成するために必要な活動。	
副支部長(東葛地域統括)	×	協働班長		
副支部長(京葉地域統括)	×	協働班長		
副支部長(内房地域統括)	×	協働班長		
副支部長(九十九里地域統括)	×	協働班長		

※1:副支部長(執行役)は、役員会での議決権を持ち、毎回の役員会に参加し、審議/報告/連絡行為を行い、円滑な支部運営執行に参加するものとする。また、日本防災士会会員であることを条件とする。

副支部長(地域統括)は、役員会での議決権は保持しないが、必要に応じて、役員会等へ出席して、地域内での活動状況に応じて、報告/連絡/相談等を行う。また、担当地域において所定の

※2:地域とは、支部「災害・危機管理マニュアル」に基づいた地域割りを原則とするが、副支部長は当該地域内に居住する以外に、当該地域外の近隣からも任命されることもある。